

東近江市児童発達支援センター めだかの学校

保育所等訪問支援事業のご案内

【あゆみ】

- 昭和57年 5月 合併前の旧八日市市、永源寺町、五個荘町、日野町、能登川町、蒲生町の1市5町が旧八日市市民健康センターで月2回の療育を開始
- 平成17年 2月 平成18年1月 2度の合併により、東近江市と日野町の共同運営となる
旧愛東町、湖東町については従来どおり「愛犬つくし教室」を利用
- 平成20年 4月 東近江市の単独運営となる
- 平成21年 4月 東近江市全域からの利用となる
- 平成21年10月 東近江市発達支援センター新築により、療育の場を移す
- 平成27年 4月 東近江市児童発達支援センター事業となる
保育所等訪問支援事業開始

【運営】

運営主体 東近江市

目的 児童発達支援センターの保育士や心理士が、発達に課題があり、集団適応が難しい児が集団生活を送る幼稚園等を訪問し、児の運動面や対人面、コミュニケーションの課題に対して個別支援を行います。また、集団場面における課題については、幼稚園等の先生に対して支援方法の助言を行います。

定員 5名

職員 管理者、児童発達支援管理責任者
訪問支援員（心理士、指導員、保育士等）

【保育所等訪問支援では】

一人ひとりの発達レベルや特性に応じて関わります。
子どもの発達状況やこれからの課題を保護者と一緒に確認します。
幼稚園等での集団生活の課題について支援し、子どもの育つ環境を整えていきます。

【保育所等訪問支援のスケジュール】

月に2回幼児園等を訪問し、支援を行います。

個別での支援

9：30 別室にて個別支援
運動遊び
指先の課題（制作など）
やり取り遊び
10：30 ふりかえり
11：00 終了

集団での支援

9：30 集団場面での活動の見学
本人への直接支援
園の先生への間接支援
11：30 ふりかえり
終了

ふりかえりでは、その日の子どもの様子をふりかえり、次に取り組んでいく活動について共有し、支援方法の確認を行います。

【保護者への関わり】

2か月に1回程度、訪問支援に同伴し、共に子どもへの理解を深めていきます。
子どもに必要な環境について園と考える機会を持ちます。

【問い合わせ先】

東近江市発達支援センター（児童発達支援センター めだかの学校）

〒527-0022 東近江市八日市上之町1-41

TEL 0748-24-0664

IP 050-5801-0664

FAX 0748-22-5151

（平日 8：30～17：15）